

役員等の報酬・諸手当及び費用弁償に関する規程

(準拠)

第1条 本規程は、社会福祉法人長福定款第9条及び第24条により、これを定める

(目的)

第2条 この規程は社会福祉法人長福会（以下「法人」という。）の理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬支払いの対象)

第3条 法人の理事長職にあつて日々施設に出所し、施設の事業の計画・実行

方針を明らかにし、施設長並びに職員を指導・激励し、施設の運営・監督を実行し、また理事長の決済事項（別紙添付）業務を日々行っている役員に対して、無報酬とする

2. 法人の理事・監事及び評議員の職にあつて理事会・監事監査・評議員会
に出席し、その議事に参加する役員等に対して、無報酬とする。

3. 法人の役員であつて長福会の職員である者に対しては、役員としての報酬・手当は支給しないものとする。

(手当・報酬等の額)

第4条 理事の報酬額は評議員会で決める。

(費用弁償)

第5条 費用弁償は「職員旅費支給規則」の定めにより支給するものとする。

2. 法人の役員が施設外の要請により活動に従事する場合、理事長が認めたときは施設内で通常に勤務したものとみなす。但し、往路の交通費については「職員旅費」の定めに基づいて支給する。

(役員等の報酬、費用弁償の支給方法)

第6条 役員等報酬、費用弁償の支給方法は、デイパーク大府の職員の例によるものとする。

(付 則)

制定施行 平成13年4月1日

改定施行 平成24年1月1日

改定施行 平成29年4月1日